

平成30年9回教育委員会会議定例会 議事録

午後 4時30分開会

1 日 時 平成30年9月27日(木)

午後 5時00分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 高田教育長, 梅田教育長職務代理者, 河埜内委員, 浅野委員, 市川委員,  
中秋委員

4 説明員 中川教育次長兼教育振興課長, 吉本学校教育課長,  
岡元文化生涯学習課長, 中原教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

議案第56号 平成30年度準要保護児童及び生徒の認定について

議案第57号 竹原市教育委員会表彰について

議案第58号 竹原市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正  
する規則案

○高田教育長 ただいまから, 平成30年第9回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第56号及び議案第57号は個人情報であるため, 非公開とすることに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第56号及び議案第57号は非公開とすることに決定しました。これより非公開といたします。

(非公開)

○高田教育長 以上で非公開の議題は終了しました。教育委員会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。続いて、議案第58号「竹原市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第58号「竹原市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案」を提出させていただきます。別表2を資料にお付けしております。今年度より義務教育学校の吉名学園が開校したことに係る関係規則の整理を行うものであります。小学校の部分に義務教育学校前期課程、中学校の部分に義務教育学校後期課程というものを付け加えております。また、今回新たに整理した項目としては、指定学校変更の部分ですが、指定学校変更の義務教育学校前期課程の取扱でございます。通常その学校を卒業するまでとなっていました、義務教育学校の場合はその学校を卒業するまでとなると、例えば1年生からでいうと9年、6年と3年すべてになりますので9年となります。あわせて中学校については、中学校及び義務教育学校後期課程は学校選択制が入ってきますので、ここについては義務教育学校の前期課程において義務教育学校前期課程修了までと整理させていただきました。このように整理させていただき、平成30年4月1日より適用とさせていただきたいというものであります。

○高田教育長 それでは質疑に入ります。何か御質問、御意見はございませんか。

○梅田教育長 30年4月1日より適用とありますが、学校または保護者から不具合があるのではとの指摘があったのですか。

○吉本課長 指摘があったのではありませんが、そういった指定学校の変更がありそうだと情報が学校からありました。そうなる前に確認しますので、基準を確認したところ義務教育の項目が入っていなかったため、早急に整理をしないといけないということで整理しました。

- 市川委員 4番の保護者が経営するという箇所は、中学校は適用されないのですか。
- 吉本課長 これは児童のみです。
- 市川委員 そうすると、もし保護者が経営する店が吉名にあつて義務教育学校に行ったが、義務教育後期になると子供は義務教育学校の後期になると対象になっていないのではないですか。
- 吉本課長 これは学校選択性があります。学校選択もできますし、継続で義務教育学校後期課程で再度申請していただくことができます。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第58号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長 はい。
- 職務代理者
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第58号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして平成30年第9回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

平成30年 9月27日 午後 5時00分閉会